資料№.3

令和８・９年度の「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」について

１　協議会設置の目的

平成２５年４月１日に施行された「防府市参画及び協働の推進に関する条例」には、「参画及び協働の推進に関する協議会」を設置することが定められています。

この規定は、条例が定める参画と協働の実効性を確保するためのものであり、協議会では、参画と協働の進捗状況の検証、参画と協働を進めるうえでの課題の抽出、新たな参画の手法や協働の仕組みの検討等を行っていただきます。

２　協議会委員の構成

学識経験者 ２人　　山口大学教授、山口県立大学准教授

団体等から推薦された者 ４人　自治会連合会、社会福祉協議会、地域協働支援センター、商工会議所

公募による市民 ２人

合計　８人

３　協議会の実施スケジュール

本市の参画と協働の取組状況について、条例に沿って適切に取り組まれているか、今後さらなる参画と協働を進めていくためには何が必要かなど、外部の視点から分析、検証していただき、令和９年度に意見をとりまとめ、市に提出していただきます。

年度	開催月	回	内容
８	令和８年１０月	第１回	・委員長、副委員長の選任 ・本協議会について（今後の進め方） ・協働事業提案制度について
９	令和９年８月	第２回	・防府市の参画と協働の取り組みの検証（参画） ※令和７・８年度分
	令和９年１０月	第３回	・防府市の参画と協働の取り組みの検証（協働） ※令和７・８年度分
	令和９年１２月	第４回	・防府市参画及び協働の推進に関する意見書（案）について
	令和１０年２月	意見書の提出	